

## 奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成18年11月20日（月）14：00～16：10

### 2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）荒井敦子，石田裕一，永井景子，橋本紹尚，前田順司，丸山毅，安田順恵，  
馬場英之

（事務局）三上首席家裁調査官，柴田首席書記官，三村次席家裁調査官，應治事務局  
長，新谷事務局次長，角間総務課長

### 4 議事（□：委員長（選出までは委員長代理），○：委員，●：事務局等）

(1) 委員長代理あいさつ

(2) 新委員の紹介等

(3) 委員長の選出

□ 中路委員長が転出したため，新たに委員長を選出したいので，適任者がいれば推薦いただきたい。

○ 地裁委員会において委員の意見を裁判所の運営にいろいろと反映させるためには，裁判所の所長にお願いするのが適当だと思う。

□ 他に御意見等がないようですので，委員長は前田委員にやっていただくことでよろしいか。

（異議なし）

□ それでは，当委員会の委員長は前田委員にお願いすることとさせていただき，ここからは前田委員に議事を進行いただきたい。

(4) 意見交換（テーマ：子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと）

□ 事務局から本日の意見交換のテーマを選んだ趣旨を説明されたい。

● 家庭裁判所委員会は今年2月と7月に地方裁判所委員会と合同開催し，新庁舎を見学いただいた上で「来庁者の対応について」と「裁判員制度の具体的運用について」というテーマでそれぞれ意見交換していただきました。今回は，家庭裁判所独自のテーマとして，「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」を取り上げました。子どものいる夫婦が離婚や別居で離れて暮らすとき考えなければならないことは色々あるわけですが，ここでは，いわゆる「面接交渉」を取り上げます。「面接交渉」は家庭裁判所での言い方でして，離婚した，あるいは別居中で離婚の危機にある場合に，子どもと離れてくらすお父さんやお母さんが子どもに会うことを言います。皆様ご存じのように，バブル崩壊後，離婚が増えてきておりまして，親の離婚により最も影響を受けるのが子どもたちです。親は，「子の監護

に関する処分の申立」の一つとして「面接交渉」を求めて家庭裁判所に申立をすることができますが、次世代を担う子どもたちの健全な成長に裁判所がどういう役割を果たせるのか、皆様のご意見をお伺いしたく、今回の意見交換のテーマとさせていただきます。

- 最高裁が作成した当事者助言用DVDビデオを御覧いただいた後、意見交換に移りたい。

（上記DVDビデオの上映と解説）

- 面接交渉は調停や審判の中で取り扱われることが多い。また、人事訴訟において和解する場合に面接交渉も和解条項の中に入れて和解することになっているが、いずれの場合も極めて難しい。裁判所が法的な判断に基づいて結論を下せるものではないので、どういう形態で面接交渉を認めるか極めて難しい事案である。それから、親権者をどちらにするかということも非常に難しい事案である。このビデオを御覧になって御質問があれば承りたい。家庭裁判所は調停の合間にこういうビデオを見ていただいて子どもの福祉ということを考えて調停が成立するように努力しているが、そういう方策についても御意見を伺いたい。
- 実際に離婚をした夫婦の間では聞く耳を持たないことになると思うが、このビデオを拝見すると、人間の心情に訴えかける、非常によくできたものだと思う。面接交渉の話が世間で認知されているか、マスコミの中で登場しているかという問題を感じている。このようなビデオを内部資料としてではなく、もう少し広く活用する方法はないか。また、面接交渉のことについてマスコミに対して門戸を開いていただいて、サディスションを与えてほしい。
- ビデオの活用方法について、具体的にどういうことが考えられるか。
- 報道番組はもちろん考えられる。それ以外に、子どもの虐待ということが問題になっているが、そういう会合での活用なども考えられないか。
- 今日初めて面接交渉という名前を知った。学校の児童の中には離婚した家庭で育っている子どもが非常に多くなっている。学校の児童のうち、1割以上が片方の親に育てられている。そんな子供たちが「きょうは、土曜、日曜にパパと会ってきたんだ」と教室で会話しているのが、面接交渉であるとわかった。子供が雑談の中で担任に話す言葉がそういう「パパと会ってきたん」という言葉なので、子供たちは今いろんな思いを持ちながら会っているんだなと知った。面接交渉という名前を初めて知ったが、日常そういうことが行われている。

学校の中で子供はいろんな面を見せるが、問題行動が多く出てきている。子供はびっくりするような行動をとったりする。いきなり物を投げつけたりとか、いきなり赤ちゃんのようになってたりとか、そういう子が多い傾向にある。今、いわゆるキレる子供が多いとか言われるけれども、そういうこととのかかわりはぬぐい得ないなということを、見せてもらいながら思った。

それともう1点思ったことは、やはり親も学校での子供たちのトラブルに対して非常に、食い下がりがついというか、広く受けとめられなくなっている。例えば、子供が不登校になった原因よりも、友達にけがさせたりさせられたりして、学校で友達とのトラブルがあったときに常識的に理解してもらえない。ほんの小さな傷で

も執拗に食い下がって医者に診てもらってくれという。何かゆとりを持って子供を見てもらえない。そういう現状が父親にしても母親にしてもある。そういう実情を見ながら、あれだけ子供がもうぼろぼろに痛めつけられていったら、今度学校に来たときにどういう行動に出てくるかというのはもう想像に値すると思う。見せてもらいながら、子供の心を思うと同時に、背後に背負ったものというものを考えてしまう。そして担任は、今この子が面接交渉の中にあるというようなことを知らないから、そこまでは入り込めない現状にあって子供から聞いているだけなので、学校の現場も子供に寄り添い方が難しい。教育の仕方が難しいなということを思った。学校現場には家庭教育学級で子育てにかかわることをやっているが、その辺非常に難しいなということを感じた。

- 今と昔とは学校の現場が違うというのは重々わかっているが、このビデオをぜひ父兄が集まる場で御覧になってほしい。本当言えば離婚はしない方がいいわけで、子供を育てる責任をしっかりと学校の現場で先生たちにご指導いただけたらいいのではないか。
- ビデオを拝見し、望ましい対応というところを見ながら、これは多分、本当に離婚した夫婦の間でこういう望ましい対応を勧めてもちょっと無理ではないかと思った。むしろこれは単身赴任の、離婚しない、夫婦仲はいいけれども別れて住んでいる御両親に見てもらうのがいいのではないか。あの望ましい対応はよくわかるが、望ましいこういう態度にしないとだめだと言っても、争っている夫婦は、離婚して、心の底から憎み合ったんだろうと思う。だから、親子、夫婦、別れた夫婦の場合も、望ましい対応と言わないで、このように演じなさいというべきではないか。心の底では憎んでいると、それは望ましくない対応になるのは当たり前だと思う。離婚したからには、そして子供をこうして面接交渉でちゃんとやっていこうと思うのなら、このぐらいの演じ方はしないといけないというべきである。むしろそういう教え、両親に対する注意書きが必要なのではないか。昔であればおじいさん、おばあさんと一緒に大家族で、子はかすがいと言ってあきらめて、子供のために、苦しくても、この夫は嫌やと思ってもついていったと思うが、もうこのごろは本当に思い放題に生きていける社会のようで、思い放題にやった結果がこういうふうに報いが来ているんだろう。こんなことを言うとまた観念論になってしまうが、やはり何かもっときちっと、迎合しない、何か親たちへの忠告をすることが必要ではないか。この面接交渉のパンフレットでも非常に優しく書いてあるが、何か毅然としたところを示すこともこれから考えた方がいいのではないかと思う。
- ビデオは理想的な話になっていて、離婚後にあんなに夫婦の会話が維持できるのであれば、もともと離婚なんかしないのではと思える。家庭裁判所の役割は、面接交渉に関して争いがあれば調停や審判で紛争を解決するというのが主目的である。家庭裁判所は、そのことによってまた夫婦の円満な関係や親子の関係を築いていくという貢献的な目的も含んでいるが、家庭裁判所がこういうビデオで、例えば各機関に貸し出してPRをしていくということはどう考えたらよいか。
- 予防的側面を考えると十分参考になると思う。例えば、面接交渉で子供の予定を優先させる、これは実際にいろんな仕事が入っているとなかなかできない。子供の

運動会とかを優先させるとするのは、なかなか難しい。でも、これは子供の視点に立っていると思う。

- このビデオは、一部の人だけが見るのではなく、離婚しないで、「やっぱり子はかすがい」と思いとどまってもらうためのビデオになると思う。そういう活用方法があるのではないか。
- 調停の場で、面接交渉権についていろいろ説得されることもあると思う。実際に面接交渉をすると望ましくない対応の方が現実には多いのではないか。そうすると、面接交渉自体がまたこじれてくる原因になるのではないかなと思う。冒頭に、裁判所としてもフォローがしにくいというお話があったが、面接交渉を続けている過程においてさらに家庭裁判所が何か出ていく場面があるのか、例えば、面接交渉でこじれたので訴えが出るだとか、あるいは調停の申し出がされるとか、また関係調整をすることはあるのか。
- 面接交渉の話し合いができた場合にどういう条項をつくるかだが、一般的な場合は、回数を決めて、具体的な会う方法とか場所とかについては当事者双方が協議して決めるというような形で大体終わっている。これは大体においてもその後問題がないか、あるいは、結局お父さんの方がそのうち面接交渉をしなくなって終わっているのかもわからないが、その後また来ることはありません。ただ、将来的に問題が起こりそうな場合にはできるだけ調停では細かく、ある程度、いつ、何曜日に、毎月1回、第何日曜日に何時から何時まで会うとか、それからどこで受け渡しするとかいうようなことまで決めるようになる。それすら壊れて、審判ということになると、最終的に強制ができるように、さらに細かくして決めることになる。つまり、会う日はこの日とか決めても、では、その日に都合が悪かったらどうするかとか、そのくらいまで細かく決めていくことになる。それで大体できるようにはなるが、それでも、面接交渉をやっていく過程において問題が出てきたら、また改めて、その場合は、一つは履行勧告という形で裁判所に来ていただくか、あるいは再度その履行方法についてまた調停を申し立てていただいて再度話をするということになるかと思う。結局、これは生身の子供が対象なので、強制するといってもなかなかなじまない。双方が協議して折り合えるところで任意で履行していただかないとなかなかうまくいかない。そこのところがこじれたら、やはりもう一度来ていただいて調停で話をするということが多いかと思う。それすらできなくなると、調停条項に基づいて間接強制という話になっていく。
- 一般的には、離婚に至る際にまず別居ということが起こるが、別居期間中に余り親が面接交渉のことを考えて会わせるというようなことはやらない。子供を連れていった方は拒否をする。そうすると、別居して裁判になるとやはり二、三年のブランクがあって、子供が会っていない状態が続いていることになり、どれぐらいの頻度にするか、すぐ会わせることが子供の福祉にとって有効かどうかという問題が起きるから、最初の段階はやっぱりちょっと会ってみて親と子供の関係がうまくいくかどうかを見てみましょうというところから始まる。そうすると、例えば調停が成立させるのでもそんなに頻繁にというわけにはいかない。最初の段階はそうなって、それで会って行って、また非常にうまく回転したらもうちょっと会っていいんじゃない

ないかということなり、例えば最初2カ月に1回という合意ができて、会ってみてうまくいったらまた今度は1カ月に1度とか、そういうふうになり得る。それから、先ほどお話があったように、調停で1カ月に1度で定めたのに全然理由はなく拒否しているということで再度の調停申し立てがあるというようなことは、あり得る。

離婚に同意するかどうかに関して、裁判所としては面接交渉が取引の材料とは全然考えていないが、当事者は、面接交渉とか、養育費あるいは財産分与が全体として取引の材料になるというふうな思考で話をすることが多い。裁判所は、面接交渉は子の福祉のためであり親の権利ですよという話をして、養育費についても子供の権利で、どういうふうに子供を育てるかという説明をする。しかし、当事者としてはなかなか、やはり全体の解決の取引材料という気持ちが捨て切れないうのである。再度の面接交渉の申し立て等はあるのか。

- あります。履行勧告もあります。まれだと思うが、履行勧告をしてみても難しく、調停という構造でないと話し合えないということで再調停ということはある。ただ、必ずしも同じ裁判所に係属するとは限らない。つまり、離婚後の住所が別々になっていて、それで相手方・申立人が攻守ところを変えたりすることもあり得るので、相手方の住所地に申し立てられることもあり、違う裁判所で取り扱ったりということも結構ある。そういうわけで、1つのケースを1つの裁判所でずっとフォローするという事に必ずしもなっていないように思うが、ただ、それほど件数が多いわけではない。

□ いじめによる自殺という問題とこの離婚という問題の関連性について、何か考えられるか。

- 以前、家事相談をしていたときに、子供2人を連れて血相を変えたお母さんが来たことがあった。1人は小学校低学年、もう1人は保育園児ぐらいだったと思うが、そういう子供がお母さんのスカートをつかんで引きずられるように入ってきた。聞くと夫婦げんかしたばかりで殴られた跡があったりしたが、子供がもう本当にフリーズしていて、すごい顔で、これでは学校にも保育園にも行けない。つまり、自分たちがいない間にお母さんがいなくなっちゃうんじゃないかというような生々しい状態だった。本当に子供たちは、そういう家庭が壊れるんじゃないかというようなときになると物すごく心が乱れて、とても学校どころじゃない。親も子供どころじゃない状態になるが、子供も学校どころじゃない。でも、親どころじゃないとは決してならない。ですから、少なくとも、家庭が安住の場でなくなったときには子供の心というのはものすごく余裕を失っているということは確かだと思う。余裕を失った状態では、何というか、生きる力全体が低下する。もちろん生き物としても、衣食が足りなくなるという、配慮してもらえなくなっていくって大変悲しい状態になり弱まっていくけれども、精神力自体が低下していくようなことはもう如実に感じられる。それといじめとか自殺とかが直接の因果関係があるかないかというところは微妙なところだろうと思うけれども、やはり親の抱えというんでしょうか、抱きかかえるような、そういう、サポートという片仮名語よりも、私は抱え環境と言った方が気持ち的にはぴったりくるのだが、そういうものが十分ある子とない子というのは、それ以外の環境から来るいろんな悪い刺激に対して抵抗力が違

ってくるということはあろうかと思う。ですから、あるとかないとかというのは非常に複雑で微妙なことだが、やはり子供を健全に大人にしていくためには、家庭がしっかり抱える力を持ち続けるということは大切だと思う。離婚とかそういうことになった後、その力をどうやって維持していくかというのも、昨今は非常に大きな問題じゃないかというふうに感じている。

○ 奈良県下の児童養護施設に、今、３３０人ほど入所している。その中にはやはり離婚している人もたくさんおられて、両方で子供を育てられないということで入所するわけだが、離婚して母親なり父親なり片一方が意思をもってもなかなか育てにくいという面がある。今はそういう世の中といたしますか、非常にそういう家庭が多くなっており、児童養護施設が満所で定員オーバーで入れている状況である。それからもう１つ、離婚という形では、昔の母子寮というのがある。子供を連れて女性が生活できる施設だが、そういうのも年々ふえてきており、世の中の世相と状況を見ると、そういうのが多くなっている状況だと思う。

□ 今日、御意見いただいた事柄を参考にしながら、家庭裁判所の役割についても考えていきたい。それでは裁判所から「裁判員制度全国フォーラム in 奈良」について御案内させていただきます。

（事務局から「裁判員制度全国フォーラム in 奈良」開催について報告）

□ 本日は活発な意見交換をいただきありがとうございました。